

合併前の町村民憲章

旧山武町

【山武町町民憲章】(昭和 54 年3月制定)

豊かな自然に恵まれ、長い歴史と伝統をもったわたくたちのまち「山武」は、今、町民の生活の安定を図りながら、緑の保護に努め、いたわりあいの心をもって自然美の中で躍進を続けております。

より明るく、より豊かで住みよい町づくりの責任は町民一人ひとりにあります。

大きな責任を果たすための小さな義務の果たし方、大きな喜びのための小さな親切の表し方を町民全員で考えましょう。

ここに山武町町民憲章を定め、日常生活の指針とします。

わたくたちは

- 一、緑あふれる、清潔で文化的な明るい住みよい町にします。
- 一、日常生活の中で、互いに助け合い、町の発展に努め、豊かな町にします。
- 一、老人を敬い、子どもたちの幸せを守る、温かな町にします。
- 一、スポーツに親しみ、健康で活気あふれる町にします。
- 一、人を愛し、きまりを守り、安全な町にします。

旧蓮沼村

【蓮沼村民憲章】(平成元年9月制定)

- 1 恵まれた自然を守り、うるおいのある住みよい村をつくりましょう。
- 1 文化と教養を高め、誇りにみちた村をつくりましょう。
- 1 老人にやすらぎを、若人に希望のある村をつくりましょう。
- 1 スポーツに親しみ、活気あふれる村をつくりましょう。
- 1 きまりを守り、和とふれあいのある村をつくりましょう。

旧松尾町

【町民憲章】(昭和60年4月12日制定)

私たちは、松尾町民であることに誇りと責任をもち、明るく住みよい郷土をつくるため、ここに町民憲章を定めます。

- 一、自然と郷土を愛し、清潔で美しいまちにしよう。
- 一、健康で明るく、ふれあいのあるまちにしよう。
- 一、教養と文化を高め、しあわせを願う広い心を育てるまちにしよう。
- 一、仕事に誇りをもち、働きがいのある活力と調和に満ちたまちにしよう。
- 一、すすんできまりを守り、親切で礼儀の正しいまちにしよう。